

相楽消費生活センターをご存じですか？

相楽消費生活センターは、JR木津駅東口から徒歩約5分の相楽会館（京都府木津総合庁舎東隣）の1階にあります。

消費生活相談員の資格を持った相談員が「消費生活相談」を受け付けています。

「消費生活相談」は、相談員が公正な立場で苦情や相談をお聞きして、問題の解決に向けて、情報提供や助言・あっせんを行っています。また、契約に際して疑問や不安があるときは契約する前の相談やお問い合わせもできます。

皆さんと一緒に考え、解決のお手伝いをします。

※ 消費者安全法第10条では、消費生活センターの要件を定めています。そして、都道府県には、消費生活センターを義務付けていますが、市町村は設置することが望ましいとされています。

◆どんな相談ができるの？

- ・商品やサービスの契約に関するトラブルの相談
- ・消費生活に関する疑問、お問い合わせ
- ・製品事故など生活にかかわる安心・安全に関すること
- ・多重債務（借金の返済）

◆どんなことをしてくれるの？

- ・自主交渉・・・消費者が自ら交渉するために、契約のトラブルを解決するためのアドバイスや助言を行い、支援します。
- ・あっせん・・・勧誘行為に問題がある状況で契約に至った場合、消費者の申し出に基づき、消費生活センターの相談員が業者と交渉します。
- ・情報提供・・・消費者からの問い合わせに対し、情報提供をします。また、専門家の支援が必要な場合は、適切な機関を紹介します。

◆相談するには？

原則として、相楽地域（木津川市、笠置町、和束町、精華町、南山城村）に在住又は在学・在勤の方のご相談をお受けしています。

状況などを正確に把握し、本人の意向を確認するため、

可能な限り本人が相談してください。また、相談の際には、できる限り関係資料（契約書、診断書、取扱説明書、写真、メモなど）を提示してください。

◆よくある相談事例

・出会い系サイトやオンラインゲーム、インターネット上でダウンロードするセキュリティソフトなどの情報サービスに関する「インターネット情報サービス」のトラブル

（アダルトサイト等のワンクリック請求や架空請求といった「サイト料金の不当な請求」が一番多い。）

- ・お試しのはずが定期購入となっていた健康食品
- ・不動産トラブル
- ・強引な訪問購入（買取）のトラブル

◆悪質商法の被害に遭わないための心得5か条

悪質商法の被害に遭うのは高齢者ばかりではありません。

高齢者がターゲットにされやすい面はありますが、働き盛りの世代にはあやしい副業の勧誘、若い世代にもマルチ商法の勧誘が広がるなど、すべての年代の人に迫っています。

ぜひ家族や近所の方で話し合い、協力して被害を防いでください。

《心得5か条》

- 1 日頃から悪質商法の情報に関心を持つ
- 2 うますぎる話は疑う
- 3 不必要であればハッキリと断る
- 4 すぐ契約しない
- 5 不安に思ったらすぐ第三者に相談する

〈おしらせ〉

消費生活に関するいろいろな情報・資料は、消費者庁、国民生活センター、京都府消費生活安全センター、相楽郡広域事務組合（相楽消費生活センター）などのホームページでご覧いただけます。

消費生活の相談や苦情はお気軽に**相楽消費生活センター**へ（電話又は来所）

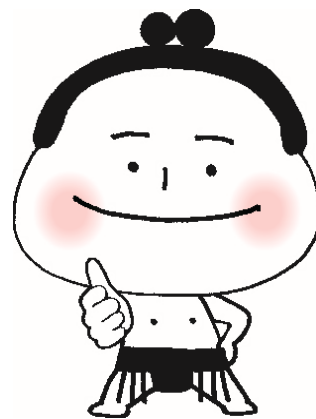
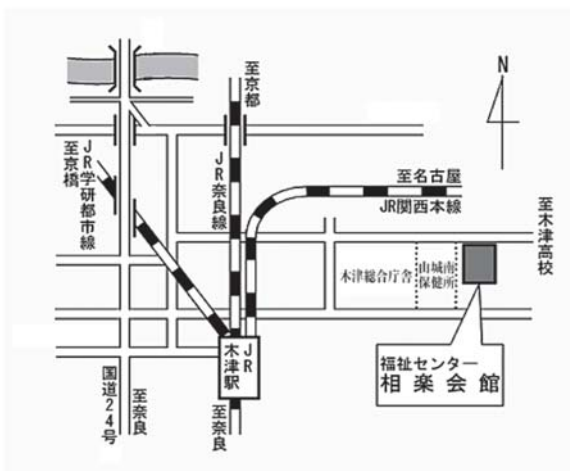
☎0774-72-9955（ナニ？キューキューGOGO!）

相談は**無料**です。 秘密は**厳守**します。

※「消費者ホットライン」☎188（いやや!）番
もご利用ください。

・消費者ホットラインは、消費生活相談への最初の一步をお手伝いします。

相談日 月～金（祝・休日、年末年始除く）
相談時間 午前9時～正午、午後1時～午後4時
住 所 木津川市木津上戸15 相楽会館1階
京都府木津総合庁舎東隣（JR木津駅東口から徒歩約5分）
※土曜・日曜・祝日（年末年始除く）は075-257-9002へ
（電話のみ）



相談すれば 楽になる